

## 特定非営利活動法人の設立の認証について

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立を認証した。これにより本県の認証団体数は372団体となる。

### 1 認証年月日

令和6年1月16日

### 2 認証団体の概要

- ・名 称 特定非営利活動法人まるっと
- ・代 表 者 丸岡 達也
- ・事 務 所 鳳珠郡穴水町字川島イの14番地2
- ・目 的

この法人は、不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対して、安心・安全な居場所を提供し、子どもの発達段階やニーズに応じて、生活習慣の形成や食事の提供等、多様な支援を実施するとともに、子どもの居場所支援の活動を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。